

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

1. 実務補習規則関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>現在、実務補習団体の認定を受けている者が、平成18年1月1日以降に改めて実務補習団体等の認定を受ける必要があるか。</p> <p>必要がある場合、実務補習団体等としての認定日は法施行日(平成18年1月1日)まで遡及されるか。</p> <p>遡及されない場合に実務補習団体としての継続性はどのように担保されるか。</p>	<p>現行とは認定の基準が変わることから、改めて実務補習団体等の認定を受ける必要があります。</p> <p>実務補習団体等としての認定日は遡及しませんが、施行の際現に改正前の公認会計士法の規定に基づく実務補習を行っている者は、経過措置により、当該実務補習については当該実務補習が修了するまでの間、改正前の法第12条に定める実務補習団体として扱われることとなります。</p>
<p>現在の公認会計士業務の遂行に当たっては、企業の経営活動に関わるコンピュータやデータ通信技術等の利用状況に関する知識の習得が不可欠となってきたことから、「実務補習の内容」のうち「コンピュータに関する理論及び実務」は「情報技術の利用に関する理論及び実務」とすることが適当である。</p> <p>また、修了考査の「経営に関する理論及び実務」には「コンピュータに関する理論」を含むこととされているが、監査実務と情報技術の利用とは密接不可分であることから、「監査に関する理論及び実務」に「情報技術の利用に関する理論及び実務」を含むことが適当である。</p>	<p>第2条第1項の「コンピュータに関する理論と実務」は、いわゆる「情報技術(I T)」も広く含むものです。</p> <p>また、修了考査においては、コンピュータに関する一般的な理論の修習確認を求めているものであり、「経営に関する理論及び実務」に含めることで支障はないものと考えます。</p>
<p>第3条第1項第4号では、「公認会計士の組織する団体(第7条において、「公認会計士団体」という。)の実施する修了考査」と規定されているが、一定の統一的な水準を確保することが不可欠であり、「日本公認会計士協会の実施する修了考査」とすることが適当である。</p>	<p>修了考査は一定の統一的な水準で実施される必要があります。金融庁長官が第3条第1項第4号に基づき公認会計士の組織する団体を定めるに当たっては、この点に留意して行うこととなります。</p>
<p>全ての認定された実務補習団体等において一様の方法で実務補習がなされることがその適切性の担保のために重要であることから、「考査」と「課題研究」についても「修了考査」と同様に「公認会計士団体」が統一したものを実施することが望ましい。</p>	<p>実務補習の適切性は、金融庁長官が指定する公認会計士団体が統一的に行う「修了考査」等により担保されるものと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・第3条第6項では、実務補習の「受講者」が、実務補習の内容と同等以上の内容を有するものとして認めることができる専門職大学院の講義等を履修している場合、実務補習に対応する単位数を修了に必要な単位数から減じることができることとされている。実務補習の「受講者」は「公認会計士試験に合格した者で当該実務補習団体等において実務補習を受けている者」とされているが、当該専門職大学院の講義等は公認会計士試験合格の前後を問わず対象となるのか。 ・専門職大学院の修了は要件とはならないと考えられるが、科目等履修生や会計専門職大学院を中途退学した者の場合も対象となるのか。 ・専門職大学院においては重要な基礎理論等に関する科目も設置されているので、これらの科目を履修して得た単位数も認められるか。 ・通常、大学等の教育機関では、単位を修得しなくても「履修」したことになるが、第3条第6項において単位の「修得」は要件となるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院における講義等の履修の時期は、公認会計士試験の合格の前後を問いません。 ・貴見のとおりです。 ・実務に関連する講義等が対象であり、基礎理論等は基本的に該当しないものと考えます。 ・第3条第6項は、専門職大学院において履修した事項について対応する実務補習の単位を修了要件単位数から減じるものであり、専門職大学院において履修した事項に係る単位は「修得」してい

<ul style="list-style-type: none"> ・実務補習の内容と同等以上の内容を有するものとして認めることができる専門職大学院の講義等について上限を規定する必要はないか。 ・当該講義等について実務補習規程に定めることとされているが、単位を減じることができる旨を規定し、具体的な該当講義等については、実務補習の修了報告において明示することでよいか。 	<p>る必要があることを明確化することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務補習団体等が、専門職大学院の講義等が実務補習の内容と同等以上であると認めることができれば足り、実務補習規則において上限を定める必要はないものと考えます。 ・実務補習規程には単位を減じることができる旨の記載だけではなく、対象となる実務補習の事項及び方法は最低限確認し記載する必要があるものと考えます。 				
<p>第3条第2項において「1時間を1単位とすることを基本とする」とされていることから、例えば、専門職大学院で習得した2単位の科目については、次の実務補習に対する単位数に換算されると考えられるが、この点について確認させていただきたい。</p>	<p>実務補習は1時間を1単位とすることを基本とするものですが、講義に要した時間をもって減じることができる単位数に換算するものではなく、専門職大学院で行われている「実務補習の内容と同等以上であると認められる講義等」に対応する実務補習の単位数を減じるものです。なお、具体的に減じることができる実務補習の単位数は、実務補習団体等が決定することになります。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="185 600 497 663"> 専門職大学院 (2単位科目) </td> <td data-bbox="497 600 810 663"> 実務補習 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="185 663 497 869"> 講義 週1回90分×14回 定期試験 120分×1回 </td> <td data-bbox="497 663 810 869"> 実務に関する講義 90分×14回÷60分=21単位 考査 120分÷60分=2単位 </td> </tr> </table>	専門職大学院 (2単位科目)	実務補習	講義 週1回90分×14回 定期試験 120分×1回	実務に関する講義 90分×14回÷60分=21単位 考査 120分÷60分=2単位	<p>実務補習団体等の代表者が実務補習責任者となることが考えられますが、代表者とは別に実務補習責任者を設けても差し支えありません。</p>
専門職大学院 (2単位科目)	実務補習				
講義 週1回90分×14回 定期試験 120分×1回	実務に関する講義 90分×14回÷60分=21単位 考査 120分÷60分=2単位				
<p>第4条第1項第2号に言う「実務補習責任者」とは、従来の実務補習団体の代表者を指すのか。それとも代表者とは別に実務補習責任者を設ける必要があるのか。</p>	<p>実務補習団体等の代表者が実務補習責任者となることが考えられますが、代表者とは別に実務補習責任者を設けても差し支えありません。</p>				

2. 業務補助等に関する規則関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の業務補助等報告書の提出は「業務補助等の期間が二年以上に達したとき」であるが、公認会計士登録を受けようとするか否かに関わらず業務補助等の期間が2年以上となったときに提出するのか、あるいは、公認会計士登録を受けようとするときのみに提出するのか。 ・業務補助等の実務経験が2年以上ある者については、速やかに業務補助等報告書が提出できるようにすることが望ましいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務補助等報告書は「公認会計士の登録を受けようとする者」が提出するものであり、公認会計士の登録を受けようとするときに提出されるものと考えます。 ・なお、実務補習の実施に際し受講者の実務経験を確認する必要がある場合には、当該実務補習団体等において、別途実務経験の確認を行う必要があるものと考えます。
<p>実務補習規則及び業務補助等に関する規則の各改正案において、実務補習の修了が確認されたときに通知される「確認番号」及び業務補助等の報告が行われた際の「報告書受理番号」は、いずれも当人に通知されるのみで、公認会計士の登録事務を担う日本公認会計士協会には通知されないが、本人確認等、円滑な登録事務遂行のため、日本公認会計士協会にもこれらの番号を通知するようにされたい。</p>	<p>実務補習修了の「確認番号」及び業務補助等の「報告書受理番号」は本人に通知され、公認会計士の登録申請書にはその写しを添付することとされていることから、登録事務に当たっての支障はないものと考えます。</p>